

浜松市土地区画整理事業関係図面等写しの交付事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民が必要とする情報及び市民に知らせる必要がある情報を積極的に市民に提供するため、浜松市都市整備部市街地整備課（以下「市街地整備課」という。）の所管に属する浜松市土地区画整理事業関係図面等（以下「図面等」という。）の写しの交付について必要な事項を定める。

(事務の所管及び写しの交付場所)

第2条 この要領に規定する事務は、市街地整備課が所管とする。

2 図面等の写しを交付する場所は、市街地整備課及び北部都市整備事務所とする。

3 北部都市整備事務所で行う交付事務は、浜北区及び天竜区の土地区画整理地区に関するものとする。

(利用者の責務)

第3条 図面等の写しの交付を申込みする者（以下「申込者」という。）は、この要領の主旨及び社会の良識に従い、写しの交付によって得た情報を適正に使用しなければならない。

(写しを交付する図面等)

第4条 写しを交付する図面等は、市街地整備課及び北部都市整備事務所において保有している土地区画整理事業完了地区及び施行地区の図面等で、下表のとおりとする。

写しを交付する図面等の名称
画地確定測量及び画地出来形確認測量簿
その他、情報公開制度に照らし、写しを交付して情報提供する必要があると市街地整備課長が認めるもの

(交付)

第5条 申込者は、申込書（別紙様式）に必要事項を記入する。

2 市街地整備課及び北部都市整備事務所は、前項の申込書及び第6条に規定する費用と引き換えに図面等の写しを申込者に交付する。

3 申込者は、郵送による写しの交付を市街地整備課及び北部都市整備事務所に申込みことができる。

4 市街地整備課及び北部都市整備事務所は、通信機器等を利用した送信による写しの交付は行わない。

(費用負担)

第6条 申込者は、交付にあたって下表に定める額を負担する。

区 分		金 額
写しの交付に要する費用	複写機(白黒)により日本工業規格B5版からA3版までの用紙を用いて作成する場合	1枚につき10円(両面複写した場合は、1枚につき20円)
	複写機(カラー)により日本工業規格B5版からA3版までの用紙を用いて作成する場合	1枚につき50円(両面複写した場合は、1枚につき100円)
写しの送付に要する費用	図面等の写しを送付する場合	当該送付に要する費用

2 図面等の閲覧に係る手数料は、無料とする。

(細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

年 月 日

図面等の写しの交付申請書

申込者	住所（所在地）			
	氏名（名称）		電話番号（ ）	-

複 写			
名 称	単価(円)	数 量	金 額
画地確定測量簿 ・画地出来形確認測量簿			
	計		